



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*7 和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則 (社会福祉課) 2

*8 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 3

○ 人事委員会規則

*3 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 5

○ 公安委員会規則

*1 特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則 5

*2 和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則 6

*3 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 6

○ 告示

219 介護保険法による指定訪問介護事業所の指定の取消し (介護サービス指導課) 7

220 指定一般相談支援事業者の廃止 (障害福祉課) 8

221 指定自立支援医療機関の指定 (こころの健康推進課) 8

222 " (") 8

223 " (") 8

224 " (") 9

225 指定自立支援医療機関の変更 (") 9

226 紀の川土地改良区連合の定款変更の認可 (農業農村整備課) 9

227 平成29年和歌山県告示第448号(和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例第4条第1項第2号の知事が定める率)の一部改正 (") 9

228 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 9

229 " (") 10

230 " (") 10

231 " (") 11

232 " (") 11

233 " (") 12

234 " (") 12

235 " (") 12

236 " (") 13

237 " (") 13

238 " (") 14

239 " (") 14

240 " (") 14

241 " (") 15

242 " (") 15

243 " (") 16

244 " (") 16

245	〃	(〃)	16
246	〃	(〃)	17
247	保安林の指定施業要件の変更	(〃)	17
248	〃	(〃)	18
249	道路の供用開始	(道路保全課)	18
250	道路の区域変更	(〃)	18
251	道路の供用開始	(〃)	19
252	道路の区域変更	(〃)	19
253	道路の区域決定	(〃)	19
254	道路の供用開始	(〃)	20
255	道路の区域決定	(〃)	20
256	道路の供用開始	(〃)	20
257	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課)	21
258	〃	(〃)	21
259	〃	(〃)	22
260	〃	(〃)	22
261	〃	(〃)	22
262	令和8年度に和歌山県が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等	(総務事務集中課)	23
*263	和歌山県立図書館文化情報センター附属設備使用料	(教育委員会)	26
○	訓令			
*4	和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令	(総務事務集中課)	27
○	公告			
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	27

規 則

和歌山県規則第7号

和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

和歌山県社会福祉審議会規則（平成12年和歌山県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前									
(部会) 第9条 略 2 児童福祉専門分科会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、同表の右欄に掲げる事項を調査審議する。		(部会) 第9条 略 2 児童福祉専門分科会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、同表の右欄に掲げる事項を調査審議する。									
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>措置専門部会</td> <td>1 略</td> </tr> </table>		略		措置専門部会	1 略	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>措置専門部会</td> <td> 1 略 2 児童福祉法第33条の12第1項の規定による通告に関する事項 3 児童福祉法第33条の12第3項の規定による届出に関する事項 4 児童福祉法第33条の15第1項の </td> </tr> </table>		略		措置専門部会	1 略 2 児童福祉法第33条の12第1項の規定による通告に関する事項 3 児童福祉法第33条の12第3項の規定による届出に関する事項 4 児童福祉法第33条の15第1項の
略											
措置専門部会	1 略										
略											
措置専門部会	1 略 2 児童福祉法第33条の12第1項の規定による通告に関する事項 3 児童福祉法第33条の12第3項の規定による届出に関する事項 4 児童福祉法第33条の15第1項の										

	<p>2 児童福祉法第33条の15第2項の規定による意見の陳述に関する事項</p>		<p>規定による通知に関する事項 5 児童福祉法第33条の15第3項の規定による意見の陳述に関する事項 6 児童福祉法第33条の15第4項の規定による資料の提出に関する事項</p>
<p>3 略</p>	<p>略</p>	<p>3 略</p>	<p>略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第8号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成5年和歌山県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別記第13号様式を次のように改める。

別記第13号様式(第11条関係)

身体障害者手帳交付(再交付)申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者

※本人の氏名(本人が15歳未満の場合は、保護者の氏名)を記入してください。

氏名.....

本人との続柄.....電話番号.....

本人

フリガナ		生年月日	年 月 日		
氏名					
居住地	〒.....				
個人番号					

保護者

※本人が15歳未満の場合は、保護者欄に必要事項を記載してください。

フリガナ		生年月日	年 月 日		
氏名					
居住地	〒.....			<input type="checkbox"/> 本人に同じ	

私は

- ・身体障害者手帳の交付を受けたいので、
- ・先に身体障害者手帳の交付(手帳番号: 和歌山県 第 号
交付日: 年 月 日)を受けましたが、

- | | |
|--|-----------------|
| 1. 別の障害が発生したので
2. 障害程度が変化したので
3. 再認定の時期が来たので
4. 紛失したので
5. 破損したので
6. 記載事項欄に余白がないので
7. 写真を貼り替えたいので
8. その他 (|) ※理由を記入してください。 |
|--|-----------------|

関係書類を添えて交付(再交付)を申請します。

備考

- 1 15歳未満の児童については、保護者が申請してください。
- 2 写真1枚(横2.5cm×縦3cmで、脱帽(申請者の申出により知事が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で覆うことを認める場合を除く。))し、正面から上半身を撮影したものを添付してください。
- 3 破損、汚損又は紛失に係る再交付申請においては、運転免許証その他身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)に定める書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載は不要です。

受付窓口担当者記入欄	手帳番号等の点字表記希望の有無(有・無)
------------	----------------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の改正を加え、なお使用することができる。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第3号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	団体の名称	区分	団体の名称
略	略	略	略
条例第2条第1項第2号に該当する団体	略 <u>地方税共同機構</u> <u>社会福祉法人恩賜財団</u> <u>済生会</u>	条例第2条第1項第2号に該当する団体	略 <u>地方税共同機構</u>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第1号

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年和歌山県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特例施設占有者の指定) 第2条 略 2 略 3 規則第28条第4項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書（別記様式第3号）を公安委員会の掲示場に掲示するとともにインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	(特例施設占有者の指定) 第2条 略 2 略 3 規則第28条第4項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書（別記様式第3号）を公安委員会の掲示場に <u>掲示して</u> 行うものとする。

(指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更)
 第 3 条 規則第 29 条第 2 項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書(別記様式第 4 号)を公安委員会の掲示場に掲示するとともにインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定の取消し)
 第 4 条 略
 2 規則第 30 条第 2 項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書(別記様式第 6 号)を公安委員会の掲示場に掲示するとともにインターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更)
 第 3 条 規則第 29 条第 2 項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書(別記様式第 4 号)を公安委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

(指定の取消し)
 第 4 条 略
 2 規則第 30 条第 2 項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書(別記様式第 6 号)を公安委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第 2 号

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則

和歌山県警察職員定員規則(平成 4 年和歌山県公安委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(部内配分) 第 2 条 警察職員の定員の部内配分は、次のとおりとする。 警察本部 警察官 <u>778 人</u> 略 小計 <u>1,024 人</u> 警察署 警察官 <u>1,405 人</u> 略 小計 <u>1,484 人</u> 略 2 略	(部内配分) 第 2 条 警察職員の定員の部内配分は、次のとおりとする。 警察本部 警察官 <u>779 人</u> 略 小計 <u>1,025 人</u> 警察署 警察官 <u>1,404 人</u> 略 小計 <u>1,483 人</u> 略 2 略

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第 3 号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則(昭和 29 年和歌山県公安委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第 6 条の 3 略 2 企画室においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(5) 略 (6) 例規原議の <u>保管</u> に関すること。	第 6 条の 3 略 2 企画室においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(5) 略 (6) 例規原議の保管及び法令検索システムの編集に関すること。

(7)～(9) 略

第13条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(5) 略

(6)～(9) 略

第20条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(10) 略

(11) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成15年法律第65号)に規定する犯罪の取締りに関すること。

(12) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和7年法律第75号)に規定する犯罪の取締りに関すること。

(13) 略

第24条 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪(特殊詐欺を除く。以下この条及び次条において単に「知能的犯罪」という。)の捜査に関する指導に関すること。

(2)～(4) 略

(5) 知能的犯罪に係る情報の分析に関する指導に関すること。

(6)・(7) 略

第32条の2 略

2 交通犯罪捜査室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 略

(2) 略

第38条 交通機動隊においては、次の事務をつかさどる。

(1) 略

(2) 暴走族対策及び暴走族に係る交通指導取締りに関すること。

(3) 略

第41条の3 外事課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) 略

(3) 経済安全保障対策室の運用に関すること。

第41条の4 外事課に、経済安全保障対策室を附置する。

2 経済安全保障対策室においては、前条第1号及び第2号に掲げる事務のうち経済活動に関して行われる不正な活動に関する事務をつかさどる。

(7)～(9) 略

第13条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(5) 略

(6) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成15年法律第65号)の施行に関すること

(7)～(10) 略

第20条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(10) 略

(11) 略

第24条 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪(特殊詐欺を除く。次条において単に「知能的犯罪」という。)の捜査に関する指導に関すること。

(2)～(4) 略

(5)・(6) 略

第32条の2 略

2 交通犯罪捜査室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 略

(2) 暴走族対策及び暴走族に係る交通指導取締りに関すること。

(3) 略

第38条 交通機動隊においては、次の事務をつかさどる。

(1) 略

(2) 略

第41条の3 外事課においては、次の事務をつかさどる。

(1)・(2) 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第219号

介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項の規定に基づき、次のとおり指定訪問介護事業所の指定を取り消したので、同法第78条の規定に基づき公示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	取消年月日
3072200532	有限会社あおぞら	あけぼの在宅介護サービス	和歌山県田辺市上屋敷一丁目14番50号	訪問介護	令和8.3.31

和歌山県告示第220号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3032200010	紀南障害者地域生活支援センター	田辺市本町68-15	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	社会福祉法人やおき福祉会	田辺市下三栖1475-201	令和8.3.31

和歌山県告示第221号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指定年月日
訪問看護ステーションふるさと	田辺市高雄三丁目19番11号 高雄事務所1F	訪問看護	有限会社紀南リハビリ研究所	令和8.3.1

和歌山県告示第222号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指定年月日
訪問看護るる	和歌山市和田729番地の8	社会福祉法人樫の木福祉会	令和8.3.1

和歌山県告示第223号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
むらかみメンタルクリニック	和歌山市友田町五丁目50 ミナカタビル3階	村上真	令和 8.4.1

和歌山県告示第224号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
やよい堂薬局ユアサ店	有田郡湯浅町湯浅685	高居卓	令和 8.4.1

和歌山県告示第225号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
訪問看護ステーションひより	和歌山市粟128-6	医療機関の所在地	和歌山市楠見中47-19	和歌山市粟128-6	令和 8.2.1

和歌山県告示第226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、紀の川土地改良区連合の定款変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定によりこの旨を公告する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県告示第227号

平成29年和歌山県告示第448号（和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例第4条第1項第2号の知事が定める率）の一部を次のように改め、令和8年4月1日から施行する。ただし、和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例（平成4年和歌山県条例第45号）第2条第1項第2号及び第3号に掲げる国営土地改良事業に係る負担金でその支払期間の始期が令和7年度以前であるものの利率については、なお従前の例による。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

告示中「年1.1パーセント」を「年1.7パーセント」に改める。

和歌山県告示第228号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森

林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第229号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第230号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第231号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第232号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第233号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第234号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第235号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第236号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第237号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局

森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第238号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡高野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第239号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡高野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第240号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡高野町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第241号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮崎 泉

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第242号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮崎 泉

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第243号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第244号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第245号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33

条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第246号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第247号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第248号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第249号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町毛原下字山戸65番5地先から同町毛原下字山戸65番6地先まで

供用開始の期日 令和8年3月31日

和歌山県告示第250号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山野上線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市井辺字嘉勢淵240番1地先から同市井辺字惣光寺659番4地先まで	旧	7.70 } 8.00	19.60	
同上	新	7.90 } 11.40	19.60	

和歌山県告示第251号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 和歌山野上線

供用開始の区間 和歌山市井辺字嘉勢淵240番1地先から同市井辺字惣光寺659番4地先まで

供用開始の期日 令和8年3月31日

和歌山県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 井ノ口秋月線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市井ノ口字前田92番1地先から同市鳴神字畠ケ逢1051番1地先まで	旧	2.26 } 16.35	4124.90	

和歌山県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 井ノ口秋月線

区 間	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市出島字音浦322番1地先から 同市鳴神字畠ケ逢1051番2地先まで	26.12 } 27.88	1069.40	

和歌山県告示第254号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 興加茂郷停車場線

供用開始の区間 海南市下津町小南字上通り20番3地先から同市下津町小南字上通り37番4地先まで

供用開始の期日 令和8年3月31日

和歌山県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 山田岸上線

区 間	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市吉原字中尾941番1地先から同 市吉原字東尾901番1地先まで	9.86 } 17.59	155.84	

和歌山県告示第256号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 山田岸上線

供用開始の区間 橋本市吉原字中尾941番1地先から同市吉原字東尾901番1地先まで

供用開始の期日 令和8年4月1日

和歌山県告示第257号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 施行者の名称

和歌山市

2 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画下水道事業 和歌山市公共下水道

3 事業施行期間

自 昭和48年11月27日

至 令和15年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

なし

和歌山県告示第258号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 施行者の名称

橋本市

2 都市計画事業の種類及び名称

橋本都市計画下水道事業 橋本市公共下水道

3 事業施行期間

自 昭和59年3月13日

至 令和14年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

昭和59年和歌山県告示第178号、平成4年和歌山県告示第687号、平成8年和歌山県告示第758号、平成10年和歌山県告示第574号、平成12年和歌山県告示第828号、平成17年和歌山県告示第930号、平成20年和歌山県告示第1276号、平成26年和歌山県告示第331号、平成30年和歌山県告示第366号、令和2年和歌山県告示第274号、同年和歌山県告示第1382号、令和4年和歌山県告示第380号及び令和5年和歌山県告示第918号の事業地のうち、和歌山県橋本市北馬場字笹谷の一部を削る。

和歌山県告示第259号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 施行者の名称

橋本市

2 都市計画事業の種類及び名称

高野口都市計画下水道事業 高野口町公共下水道

3 事業施行期間

自 昭和60年2月7日

至 令和14年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

平成6年和歌山県告示第637号、平成20年和歌山県告示第1277号、令和4年和歌山県告示第381号及び令和5年和歌山県告示第919号の事業地に、和歌山県橋本市高野口町下中宇南垣内、高野口町嵯峨谷字瀬間、字蟻越し及び字森田並びに高野口町大野字嵯峨道及び字西谷奥の一部を加える。

和歌山県告示第260号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 施行者の名称

有田市

2 都市計画事業の種類及び名称

有田都市計画下水道事業 有田市雨水公共下水道

3 事業施行期間

自 平成31年1月11日

至 令和11年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

なし

和歌山県告示第261号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 施行者の名称

高野町

2 都市計画事業の種類及び名称

高野都市計画下水道事業 高野町公共下水道

3 事業施行期間

自 昭和51年3月3日

至 令和9年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

和歌山県告示第262号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条の規定に基づき、令和8年度に和歌山県が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札等（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 対象とする契約の種類

特例政令第4条に規定する特定調達契約のうち、別表に掲げる業務種目（以下「業務種目」という。）に係る物品等（製本、航空写真・図面製作、清掃用品取替え等を含む。）の調達契約

2 競争入札に参加する者の入札参加資格

1に規定する調達契約に係る競争入札に参加する者の入札参加資格は、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「参加資格要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であることとする。

3 資格審査の申請書等

(1) 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事が別に定める申請書及び次に掲げる申請添付書類（以下「申請書類等」という。）を提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、その申請添付書類の一部について提出を免除することができる。

ア 法人にあっては、登記事項証明書

イ 和歌山県の区域内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

エ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 入札参加希望業務に係る営業に関して必要な許認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類

カ 入札参加希望業務（新たにその営業を始めた者にあつては、それに類似する業務）について1年以上の営業経験があることを示す書類

キ 申請時に和歌山県が行う入札に関する資格停止の措置を受けている者にあつては、その措置の終期を示す書類

ク その他知事が必要と認める書類

(2) 申請添付書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

4 申請書類等の提出場所及び申請書の用紙等の配布場所

(1) 申請書類等の提出場所

申請書類等は、和歌山県会計局総務事務集中課（以下「総務事務集中課」という。）に提出しなければならない。

なお、申請書類等の提出は和歌山県物品・役務電子調達システム（和歌山県が電子情報処理組織を利用して物品又は役務に係る調達を行うシステムをいう。以下「電子調達システム」という。）による電子申請又は郵送によるものとし、5に掲げる期間内に限り受け付ける。ただし、郵送による場合は、当該期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 申請書の用紙等の配布場所

申請書の用紙及び資格審査申請の手引の配布場所は、総務事務集中課、各振興局地域づくり部総務県民課（海草振興局を除く。）、東牟婁振興局地域づくり部総務県民課申本地区駐在及び警察本部警務部会計課とする。

なお、和歌山県のホームページからその様式をダウンロードすることができる。

5 資格審査申請の期間

参加資格要綱第5条に規定する期間のほか、参加を希望する競争入札の公告の期間において、知事が定める期間に限り、資格審査の申請を行うことができるものとする。

6 申請書類等に用いる言語等

申請書類等に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請書類等に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類等のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類等の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 資格審査の結果の通知

申請者には、資格審査の結果を通知する。

なお、資格審査の結果、業務種目のいずれかにつき入札参加資格を有すると認められた者については、参加資格要綱第7条の規定により当該業務種目に係る入札参加資格を有すると認められた者とみなして、同条の競争入札参加資格者名簿に氏名又は名称その他必要な事項を記載する。

8 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を有すると認められた日から令和8年12月31日までとする。ただし、参加を希望する競争入札の開札の日が令和9年1月1日以降の場合は、同日以降の入札参加資格を有すると認められた日から令和11年12月31日までとする。

9 競争入札の公告の方法

競争入札を行う場合は、電子調達システムに掲載し、又は当該入札を行う調達機関の掲示板に掲載することにより公告する。

10 その他

参加資格要綱第7条の規定により競争入札参加資格者名簿に記載されている者は、この告示に基づく入札参加資格を有する者とみなす。

11 問合せ先

総務事務集中課物品班

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2292

別表

物品等の調達契約に係る業務種目一覧表

業 務 種 目	
大分類	小分類
18 物品調達	1 物品販売
	2 石油製品
	3 自動車修理
	4 印刷
	5 クリーニング
	6 不用品買受け

和歌山県告示第263号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第22項第2号の規定により、和歌山県立図書館文化情報センター附属設備使用料を次のように定め、令和8年4月1日から適用する。

なお、平成31年和歌山県告示第295号（和歌山県立図書館文化情報センター附属設備使用料）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県立図書館文化情報センター附属設備使用料

種別	設 備 の 名 称	単 位	使 用 料 (1日につき)円	
メディア・アート・ホール	舞 台	グランドピアノ（スタインウェイ D-274）	1台	11,110
		グランドピアノ（スタインウェイ M-170）	1台	5,870
		演壇	1卓	360
		花台	1個	120
		セリ	1基	360
	A V 設 備	液晶プロジェクター	1台	1,600
		DVDプレイヤー	1台	1,600
		スクリーン	1面	810
		操作卓（調整室）	1式	2,900
		カセットテープレコーダー	1台	1,500
		CDプレイヤー	1台	1,500
		MDプレイヤー	1台	1,500
		移動型簡易操作卓	1台	1,500
		エコーマシン	1台	1,500
		マイクロフォン	1台	360
		ワイヤレスマイク	1台	810
		マイクスタンド	1台	360
		はね返りスピーカー	1台	460
		照 明 設 備	Aセット（演劇等）	1式
	Bセット（ピアノ発表会等）		1式	8,800
	Cセット（講演会等）		1式	5,800
	スポットライト		1台	290
	パーライト		1台	240
	アッパーホリゾントライト		1式	1,100
	ローアホリゾントライト（セット）		1式	960
	ローアホリゾントライト（単体）		1台	240
	ピンスポットライト		1台	1,500
ソースフォー	1台		460	
講義・研修室	液晶プロジェクター	1台	1,600	
	OHP	1台	700	
	VHS・DVDプレイヤー	1台	1,600	
	マイクロフォン	1台	360	
	ワイヤレスマイク	1台	810	
	マイクスタンド	1台	360	
	操作卓	1式	1,100	
控室	控室1	1室	2,300	
	控室2	1室	2,300	

備考 使用時間が1日に満たないとき、又は使用時間に1日に満たない端数があるときは、1日として計算する。

訓 令

和歌山県訓令第4号

庁中一般
各 かい
各地方機関

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第13条関係） 集中調達物品の調達に関する集中調達機関の所管		別表第2（第13条関係） 集中調達物品の調達に関する集中調達機関の所管	
区分	所管するかい等	区分	所管するかい等
略		略	
東牟婁振興局	東牟婁振興局 南紀熊野ジオパークセンター 紀南児童相談所（紀南児童相談所新宮分室） なぎ看護学校 研究推進課（畜産試験場、水産試験場） 畜産課（紀南家畜保健衛生所東牟婁支所） 砂防課（土砂災害啓発センター） 新翔くろしお中学校 串本古座高等学校 新宮高等学校 新翔高等学校 みくまの支援学校 紀南教育事務所（紀南教育事務所東牟婁駐在） 新宮警察署（※1）	東牟婁振興局	東牟婁振興局 南紀熊野ジオパークセンター 紀南児童相談所（紀南児童相談所新宮分室） なぎ看護学校 研究推進課（畜産試験場、水産試験場） 畜産課（紀南家畜保健衛生所東牟婁支所） 砂防課（土砂災害啓発センター） 串本古座高等学校 新宮高等学校 新翔高等学校 みくまの支援学校 紀南教育事務所（紀南教育事務所東牟婁駐在） 新宮警察署（※1）
略	略	略	略
略		略	

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧

有田川町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 都市計画の種類及び名称
吉備都市計画公園（有田川防災公園）
- 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課